

代表者指定（変更）届の提出について

南牧村では、別添の様式で地方税の相続人代表者の指定、固定資産税の現所有者（代表者）の申告と資産共有者の代表者の指定の届出をしていただいています。

相続人代表の届出とは

納税義務者が亡くなられて相続があった場合、故人に送付される税金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付金に関する書類を受け取る人（相続人代表者）を指定していただく届出になります。

- ・納税義務者が死亡した場合、相続人へ納税義務が承継されます。
- ・この届出は、納税通知書等を死亡された方に代わって、その相続人に確実に送付するためのもので、相続人代表者だけに納税の義務が承継されるわけではありません。

（地方税法第9条の2）

固定資産税の現所有者について

現所有者の申告とは

土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、相続登記等が完了するまでの間は相続人（亡くなった方の配偶者、子など）全員が現所有者となるので現所有者申告書の提出が必要です。

申告の義務は現所有者全員にありますが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することもできます。この場合、申告書に記載された他の現所有者の方が別途申告する必要はありません。

※不動産登記の名義を変更された場合、現所有者申告の必要はありません。

※現所有者申告では、不動産登記の名義は変更されません。登記については法務局出張所（登記所）へご相談ください。

※申告に基づき、新たな納税義務者のうち代表者の方へ納税通知書をお送りします。

（南牧村税条例第74条の3）

記載例

様式第23号（第21条関係）

代表者指定（変更）届

令和4年6月1日

南牧村長

様

届出人 ○○ ○○

印

代表者等について、次のとおり 指定 変更 の届出をします。（該当箇所にはを付ける）

被相続人の徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者の指定（法9条の2）

土地・家屋の所有者死亡による現所有者代表と現所有者の申告（条例74条の3）

共有資産に係る連帯納税義務者で納税通知などを管理する代表者の指定

被相続人 （死亡者）	死亡時の住所・居所	南牧村大字大日向○○○番地○		
	氏名	□□ □□□	死亡年月日	令和○年○月○○日
相続・所有権移転登記	<input type="checkbox"/> 申請済（ 年 月 日） <input checked="" type="checkbox"/> 未申請（ 令和4 年中を予定）			
相続・共有 代表者	住所	〒370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向○○○番地○ 電話番号（○○○）○○○○-○○○○		
	フリガナ	○○○ ○○○○	生年月日	昭和○○年○月○日
	氏名	○○ ○○	印	続柄 長女
相続人・共有者 （代表を除く）	氏名	続柄	住所	
	○○ ○○○ 印 生年月日 昭和○○年○○月○○日	妻	南牧村大字大日向○○○番地○ TEL ○○○○○○○○○○○	
	○○ ○○○ 印 生年月日 昭和○○年 月○○日	二女	高崎市○○○○○○○○○ TEL ○○○○○○○○○○○	
	○○ ○○ 印 生年月日 平成 年 月 日	長男	埼玉県○○○○○○○○○ TEL ○○○○○○○○○○○	
	印 生年月日 年 月 日		TEL	
	印 生年月日 年 月 日		TEL	
	印 生年月日 年 月 日		TEL	

- ・登記が完了するまでの間は、相続人全員の共有固定資産であり、連帯して納税義務があります。
- ・この届出では権利の変更はできません、別に登記申請が必要です。
- ・続柄は、被相続人から見た続柄をご記入ください。
- ・届出人と相続人全員の印鑑（認印で可）が必要です。
- ・遺産分割協議書、相続放棄申述受理通知書等がある場合は、必ずその写しを添付してください。
- ・相続人欄に書ききれない場合は、別紙（様式は問いません）に記入して添付してください。